

議案第十五号

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員通常選挙の投票管理者等の

報酬の特例に関する条例の廃止について

次のとおり昭和四十九年七月七日執行の参議院議員通常選挙の投票管理者等の報酬の特例に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員通常選挙の投票管理者等の

報酬の特例に関する条例を廃止する条例

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員通常選挙の投票管理者等の報酬の特例に関する条例（昭和四十九年三朝町条例第三十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。